

令和2年7月31日
国 税 庁

熊本県の一部の地域内に連絡先の事務所所在地がある法人の皆様
への申告書等用紙に係るお知らせ及び申告・納付等の期限について

この度の令和2年7月豪雨により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。
国税庁では、本災害の被災状況等に鑑み、国税通則法第11条の規定に基づき熊本
県の一部の地域（以下「指定地域」といいます。）における国税に関する申告・納付
等の期限の延長を行うこととしました。

各法人の皆様に対しましては、申告手続の一助として、申告書等用紙（確定申告書
及び予定（中間）申告書）を申告月の前月下旬に発送しているところですが、指定地
域内に連絡先の事務所所在地（申告書等用紙の送付先）がある法人の皆様につきまし
ては、通常どおり発送しております。

また、e-Tax で申告されている法人の皆様への「申告のお知らせ」につきましては、
通常どおりメッセージボックスへ格納しております。

このように申告書等用紙の発送等をさせていただいているところですが、指定地域
外に納税地がある法人の皆様につきましても、災害により被災された場合には、所轄
税務署長から承認を受けることにより、申告・納付等の期限を延長することができます
ので、状況が落ち着きましたら、税務署へご相談いただきますようお願いいたしま
す。

○熊本県の一部地域（指定地域）

都道府県名	指 定 地 域	(参考) 管轄署
熊 本 県	人吉市 球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨 郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさ ぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯 前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村	人吉
	八代市坂本町 葦北郡芦北町	八代